

統計委員会 産業統計部会
第 18 回議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

第 18 回 産 業 統 計 部 会
議 事 次 第

日 時：平成 21 年 7 月 16 日（木）16:00 ～ 18:04

場 所：総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

1 . 開 会

2 . 議 題

農業経営統計調査の変更について

3 . 閉 会

舟岡部会長 ただいまから第18回「産業統計部会」を開催いたします。

暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私、部会長の舟岡です。よろしくお願いいたします。

本部会では、今回から3回にわたり、今週の7月13日に統計委員会に諮問された農業経営統計調査の変更について議論していただきます。

資料1として部会名簿が配付されていますが、今回は、本件に関して第1回目の部会でもありますので、名簿の順に、委員、専門委員、審議協力者の順に簡単に自己紹介、ごあいさつをお願いします。

それでは、美添委員から順にお願いいたします。

美添委員 青山学院大学の美添と申します。よろしくお願いいたします。

引頭専門委員 大和総研の引頭と申します。よろしくお願いいたします。

西郷専門委員 早稲田大学の西郷です。よろしくお願いいたします。

納口専門委員 筑波大学の納口と申します。よろしくお願いいたします。

本間専門委員 東京大学の本間です。よろしくお願いいたします。

舟岡部会長 続いて、総務省からお願いします。

総務省 総務省統計局経済統計課長の高見です。よろしくお願いいたします。

厚生労働省 本来ですと、厚生労働省統計情報部雇用統計課課長の本川なのですが、所用がございまして、私、田中と申します。よろしくお願いいたします。

農林水産省 農林水産省統計部の課長補佐でございます神崎と申します。

経済産業省 経済産業省調査統計部の今井でございます。よろしくお願いいたします。

国土交通省 国土交通省の稲本でございます。よろしくお願いいたします。

千葉県 千葉県統計課長の葉山です。よろしくお願いいたします。

静岡県 静岡県経済統計室長の松村です。よろしくお願いいたします。

高木参事官 統計委員会担当室の高木でございます。よろしくお願いいたします。

浜東調査官 総務省政策統括官室の浜東でございます。

田子専門官 総務省統計審査官室の田子と申します。よろしくお願いいたします。

内山副審査官 同じく内山でございます。よろしくお願いいたします。

農林水産省（中山経営・構造統計課長） 農林水産省経営・構造統計課長の中山でございます。本日はよろしくお願いいたします。

農林水産省（三浦経営・構造統計課長補佐） 同じく経営・構造統計課、三浦でございます。よろしくお願いいたします。

農林水産省（中島経営・構造統計課長補佐） 同じく経営・構造統計課の中島と申します。よろしくお願いいたします。

農林水産省（鶴見統計企画課長） 農林水産省統計企画課長の鶴見と申します。よろしくお願いいたします。

農林水産省（井田統計企画課長補佐） 同じく統計企画課の井田と申します。よろし

くお願いします。

舟岡部長 どうもありがとうございました。

なお、本日は出口委員が所用のため御欠席です。

本日の会議は18時までを予定していますが、時間配分としては、今後の審議スケジュールと「審査メモ」について事務局から説明していただいた後、調査実施者である農林水産省から、席上配付資料3で配付しております「農業経営統計調査について、総務省から審査の過程で示された質問事項」を中心に、説明を20分程度でお願いします。その後「審査メモ」及び調査実施者からの説明について、残りの時間内で皆様に御議論をお願いしたいと思います。

それでは、最初に、本日の配付資料、今後の審議スケジュールについて、事務局の浜東調査官から説明をお願いします。

浜東調査官 まず、配付資料の確認からさせていただきたいと思います。

まず、資料1としましては、先ほどの「産業統計部会構成員名簿」を付けてございます。

それから、資料2のグループといたしまして2-1~2-4ということで、先日7月13日に第24回統計委員会に諮問しました資料が付いております。2-1が諮問文の鏡になっております。2-2といたしまして「諮問の概要」、2-3、2-4がポンチ絵でございますけれども、2-3が「農業経営統計調査の概要」、2-4といたしまして「農業経営統計調査の変更概要」ということで、2-4の方はまた後ほど使わせていただきたいと思います。

3のグループといたしまして、3-1~3-4まで付いております。こちらの方は、調査実施者としての農林水産省から私どもの方に承認申請の一件書類として提出された書類でございます。

更に、資料4といたしまして、農林水産省の作成で「農林水産統計の再構築のポイント」を付けてございます。

更に、参考資料といたしまして、その後ろに付いておりますけれども、参考1といたしまして、前回の平成19年のときの本調査の改正に対する統計審議会からの答申。

参考資料2といたしまして、前々回、平成15年のときの本調査の変更に関する統計審議会からの答申を付けてございます。

更に、席上配付資料1といたしましては「審査メモ」を付けてございます。

席上配付資料2といたしまして「産業統計部会の開催日程」。

席上配付資料3といたしまして、先ほど御紹介ありました「農業経営統計調査について、総務省から審査の過程で示された質問事項」、これは農林水産省の方で回答を作成したものを付けてございます。

席上配付資料4といたしまして「農業経営統計調査の現状と課題」。

席上配付資料5といたしまして、先ほど申し上げましたように、前回の7月13日の統計委員会に諮問しましたときに、統計委員会本委員会において質問等が行われたものに対す

る質問と回答を付けてございます。

続きまして、スケジュールについて御説明させていただきたいと思います。

スケジュールにつきましては、本部会を含めまして計3回を予定しております。今回第1回につきましては、この変更計画案についての説明を、調査実施者及び事務局からさせていただきます。御意見を賜りたいと思っております。いただきました御意見につきましては、この場でお答えできるものについては回答させていただきたいと思っております。

次回、第2回の部会は7月30日木曜日に予定しております。本日、宿題とさせていただきますような事項がございましたら、その事項及び残された論点について、変更案についての審議をお願いしたいと思っております。

第2回の部会が終了しましたら、事務局において部会長の指示の下に答申の骨子案を作成させていただきます。これにつきましては、事前に各委員、専門委員の皆様にご電子メール等でお示しいたしまして、御意見をいただきたいと思います。その御意見を踏まえた上で、更にもう一度、部会長に御指示をいただきまして、事務局の方で答申案をつくらせていただきたいと思います。

第3回の部会は8月27日を予定しておりますけれども、この第3回の部会でその答申案についての御審議をいただきたいと思います、考えております。

これら3回の部会を経た後に、9月14日に開催予定されております統計委員会において答申をいただければと、考えております。このスケジュールにつきましては、先ほど申しました席上配付資料2として今後のスケジュールを付けておりますので、参考にしていただければと思っております。

以上でございます。

舟岡部会長 席上配付資料2のスケジュールについて、よろしいでしょうか。暑い期間中の審議となりますが、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。「審査メモ」について、事務局の浜東調査官から説明をお願いします。併せて、7月13日の諮問時における統計委員会での議論の概要についても説明をお願いします。

浜東調査官 それでは、席上配付資料1にあります「審査メモ」に沿って説明させていただきます。

「1 今回変更の概要等」ということで、簡単に調査の概要、沿革等を説明させていただきます。

まず、農業経営統計調査は、農業経営統計を作成するための調査ということで、農産物の販売を目的として作成している農業経営体を対象といたしまして、その農業経営体の経営状況について把握する、または、その経営体の生産する農畜産物、例えば、米でありますと100キログラムごと、肉牛でありますと1頭ごとについての生産費の実態を明らかにして、農業行政に必要な基礎資料を得ることを目的としております。

沿革といたしましては、昭和24年から実施されておりました農家経済調査、それと米生

産費統計調査を母体とするものでございまして、その後、累次、生産費等調査の品目を重ねていきまして、これらを平成7年に統合いたしまして、平成7年から農業経営統計調査という形で実施しております。

また、平成16年には営農類型という概念が入りまして、更に個別の農業経営体のほかに組織経営体というものも対象として現在に至っているというものでございます。

ウの調査結果の活用状況でございますけれども、1つには、例えば、各種経営安定対策の策定・分析・評価、このようなものに使われる形になります。

なお、利活用の方法でございますけれども、これは対象としている報告者、例えば、個別経営体であるとか、組織法人経営体であるとか、そういうものの対象、またはやっている営農類型ごとによって、利用のされ方は若干違ってきております。

もう一点は、産業連関表とか、農産物に関する国民経済計算を作成するための基礎資料にも使われてございます。

続きまして、(2)変更事項でございますけれども、お手数ですけれども、資料2-4を見ていただいた方が説明がしやすいと思います。「農業経営統計調査の変更概要」でございまして、一番左側に長い四角がございまして、営農類型別経営統計というものでございます。農業経営統計調査を構成しておりますものは、営農類型別経営統計と、その下に横長の二重四角の農畜産物生産統計という2つの統計でございますけれども、今回の変更は、上の長い縦四角の方の営農類型別経営統計の関係でございます。その右側に個別経営統計がございまして、その下に2つの四角がございまして、組織経営統計がまずありまして、その右側に組織法人経営統計、それから任意組織経営統計、こういうふうなブロックになっております。今回、変更の対象となりますのが、最初に申し上げました大きな四角の個別経営統計、それと下の四角の右欄の組織法人経営統計、この関係になります。

まず、個別経営統計について説明させていただきます。個別経営統計の右欄に「現行」というところがございまして、一番上の欄には「水田作1620」と、このように書いてございます。これは、営農類型が水田ということと、現在対象としている標本数が1,620ということになります。現行では水田作の下にプロイラーまで10のブロックがございまして、それと「その他」の区分で調査を実施しております。

今回の変更案では、水田作から養豚については引き続き調査を実施する。標本数も変更はございません。その下にございまして花き作からプロイラーにつきましては、一番下の四角の「その他」に集約するという調査計画になっておりまして、標本数も従来の401から200という形に縮小するという計画になってございます。

次に、組織法人経営の方でございますけれども、こちらにつきましても水田作からプロイラーまで10の営農類型に区分して現在調査しておりましたものを、変更計画によりまして、水田作、畑作のみは継続して調査するという形になっておりまして、畑作からプロイラーまでの8つの類型については調査を中止するという計画になっております。

この変更計画の結果、個別経営統計におきましては、従来4,745の標本を対象として実

施しておりましたものが、4,544、201 客体について縮小するという形になります。

また、同様に、組織法人経営につきましても、384 から 209 という形で、175 に縮小して調査を実施するという形になってございます。

簡単でございますけれども、これが今回の変更の内容でございます。

続きまして「審査メモ」でございますけれども、「2 審査の視点と審査結果」というところに入りたいと思います。2 ページ目になりますけれども、(1) のアで変更計画をもう一度書いております。ここは重複いたしますので省略させていただきます。

(イ) 今回の変更の背景として、といたしまして、本調査の変更に至るまでの経緯がございます。これは、まず、農林水産統計全体の状況について説明している部分でございます。の第 1 パラグラフでございますけれども、平成 16 年ごろから総人件費改革というものの検討が始まりまして、これに基づきまして、平成 17 年～22 年の 5 年間に約 4,000 人の農林水産省の地方の統計職員を約 2,000 人にするという大幅な人員削減が計画されてございます。

農林水産省では、これに対応するために、平成 16 年の段階で抜本的な農林水産統計の見直しというものを検討いたしまして、総人件費改革の最終年であります平成 22 年度における人員配置を見据えた見直し計画、具体的には調査本数を削減するだとか、国の職員による実施調査を原則的に廃止するというようなものを平成 16 年 9 月に策定いたしました。

しかし、その後、16 年の見直し計画に基づいて実施しました作物統計調査での調査員調査化、または郵送調査化、これらの調査状況を見ましたら、作物統計調査の調査員調査化については、調査員が作物を見誤るだとか、郵送調査化によって回収率が低下したり、または未記入、誤記入があるということで、引き続き職員による補完や、実際に客体のところに向いてヒアリングが必要になったということがございます。

また、農政行政の課題であります、昨今議論となっておりますような米の生産調整でありますとか、担い手対策の主要なものであります経営所得安定対策、これらに直接用いられる統計についての精度の向上が求められてきた。

このようなことから、16 年 9 月での見直し計画の内容では対応が困難になったとしております。このために農林水産省では、また 19 年から見直しを始めまして、農林水産施策の遂行上、真に必要な調査に重点化いたしまして、それ以外の調査とか調査事項につきましてもは廃止等を行う、具体的には、政策手法に直結するものに限定するというような 5 項目の基準を設けまして、農林水産統計全般について再度見直しを行いました。これを農林水産省では「農林水産統計の再構築」と呼んでおりまして、平成 20 年 4 月にまとめられたものでございます。この農業経営統計調査につきましても、この基準で見直しを行って検証したと農林水産省ではしております。

次に、は農水統計全般の話でございましたけれども、は、本調査についての状況はいかがかということでございます。農業経営統計調査につきましても、再構築による見直しは当然行われているのでございますけれども、その前に行われました 16 年の見直しに基

づいて、また、19年の統計審議会での答申にも則しました形で、この調査対象に対して協力が得られるものについては郵送回収を導入して順次拡大していく計画でございました。

しかし、実際に20年から個別経営体について郵送回収を導入してみたのですが、けれども、この郵送回収がなかなか進まない。また、作物統計調査と同様に、回収された調査票にも不備が多くて、職員による補完が引き続き必要になっているという状況がございます。このようなことから、このまま現行の調査体系で進めると、調査結果の精度の維持にも影響が出るおそれがあるとしております。

今回の計画の位置付けでございますけれども、今回の計画は、再構築の一環として行われるものであるとともに、郵送回収の状況も踏まえまして、現在と同様の調査を継続していくことは物理的に一層困難な状況になりつつある。そこで、調査結果の利活用についても再点検を行った上で、行政施策上、利活用の少ない調査対象については統廃合を行うとしているものでございまして、審査部局といたしましても、現在と同様の調査を継続することは物理的に困難な状況になりつつあるということについては、ある程度理解ができると思ひ、また、調査結果について、精度維持が困難になるということもございまして、今回の計画は、直接行政に利用されている部分についての精度の低下を未然に防ぐものであるということで、やむを得ないものではないのかと、このように現時点では考えている次第でございます。

イでございますけれども、これは当然、アのような措置をしますと、集計事項については縮小されるというものでございますけれども、これについても具体的に検討させていただいております。

まず、農林水産省としては、縮小が予定されている類型について、現時点において、行政政策上の理由が特になくことから、縮小による支障はないという説明を受けております。

(イ)でございますけれども、個別経営体については、「花き作」「採卵養鶏」及び「ブロイラー養鶏」について、標本数は縮小いたしまして「その他」に集約して調査することになっております。

これにつきましては、調査は引き続き行われるということであり、その調査結果についても、個別経営体の平均像をあらわす「経営形態別経営統計」の中には引き続き利用されるということがございます。

それから、といたしまして、産業連関表や国民経済計算への利用等、外部からの類型別のニーズに対しては、新統計法による二次的な利用で対応することが可能であると言われておりますので、これについては適当であると、このように現時点では考えてございます。

しかし、組織法人経営体の方については、水田作及び畑作以外の類型については全く調査が行われなくなるということでございます。

これについては、現在、農林水産省で進めているような農業の集落化、法人化というような方向から考えますと、これらのデータが欠損するという点について、直ちに適当であるという判断は難しいと考えております。ただ、現時点の人的リソースの制約を考えま

すと、施策遂行上の利活用の状況も踏まえて、実施可能な優先順位で考えられた措置ということで、現時点ではやむを得ないと、このように考えてございます。

最後でございますけれども、今回「公的統計の整備に関する基本的な計画」、いわゆる基本計画というもののとの整合性につきましては、具体的に基本計画で本調査についての指摘はございません。また、行政記録情報の活用についても、具体的にどういう記録が使われるかというものについては、現在、特段認められていないということで、この点では問題ないかと、このように考えてございます。

以上が「審査メモ」の説明でございます。

それでは、席上配付5をお願いできますでしょうか。7月13日に統計委員会の方に諮問した段階で、大きく3つ質問が出ております。

1つは「組織法人経営の統計を廃止すると、93SNA基準に合わせた改訂に必要な、生産額が取れなくなるのではないか。」という御質問をいただきました。

これについては、農産物の生産額については、毎年の「生産農業所得統計」において把握しており「農業経営統計調査」では対象となっていないという御説明が農林水産省からありました。

次に、諮問資料の先ほどの四角の表でございますけれども、「諮問資料の『農業経営統計調査の変更概要』で標本数が示されているが、これは、当初の割当標本と思うが、実績はどうなっているのか。」ということでございます。

これは確かに当初の割当てであるけれども、回収に対しては、可能な限り当初の割当標本数を確保するようにしていると、このような回答がございました。

裏のページでございますけれども、「農林水産省では、法人の育成や株式会社の参入といった方針を掲げており、施策の対象として一番重要なのは米作かと思うが、今回計画している組織法人経営の営農類型を簡素化しても、将来的に困らないのか。

また、新統計法の趣旨に照らすと、有用な情報として日本の農業の実態がどうなっているかをつかむことが必要である。今回の見直しがどの程度のものか分からないが、この見直しと新統計法の主旨との関係について部会で議論頂きたい。」という質問がございました。

これは回答がついておりますけれども、具体的には、今日説明していただきます総務省からの質問事項の中で同様の趣旨のものがございまして、これについては、後ほどまた農林水産省の方から説明していただければと思っております。

以上でございます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

それでは、農林水産省大臣官房統計部から、席上配付資料3の農業経営統計調査について、総務省から審査の過程で示された質問事項に対する農林水産省の考え方を中心に、20分程度で説明をお願いします。

農林水産省（中山経営・構造統計課長） では、私の方から、今ありました総務省から

の審査過程で示された質問事項につきましてお答えします。

では、席上配付資料3、4を用いまして御説明申し上げたいと思います。

まず、席上配付資料3の2ページ目を見ていただきたいと思います。ここでは、今回の変更にあたっての考え方についての質問だと思います。今回の変更については、経緯としては、総人件費改革といったものに的確に対応するためにアウトソーシングを進めてきたところではありますが、先ほどの説明のような課題、問題が出てきている。そういったものに対して的確に対応していかなければいけない、そういったことで農林水産統計の再構築を実施する。その際に、一定の基準、そういったものに基づいてやっているわけでございます。

席上配付資料4の2ページを御覧いただきたいんですが、右側に緑で農林水産統計の再構築と書いてございまして、これに際しての基本的な考え方、それから、実施基準というものを設けてございます。これに照らし合わせまして調査の見直しをかけている。

まず、その基本的な考え方ですが、先ほどもありましたように、統計調査の実施基準の明確化により、政策遂行上、真に不可欠な統計や調査票、調査項目に重点化。それから、この基準に該当する場合にあっても、優先順位に基づいて効率的に実施していく。3点目は、市場化テストの推進、民間調査機関による統計調査票の実施、そういったものを進めていく。それから、統計調査は、必要に応じて政策部局においても実施と、こういった基本的な考え方。

それから、今の基本的考え方の にありました実施基準がその下にございます。5点ございまして、1点は、農林漁業、農山漁村の基本的な状況を把握する。2点目は、生産条件不利補正交付金等の財政支出に直接利用される。3点目は、生産努力目標などの基本計画における政策目標の策定・検証に使われるもの。4点目は、天災融資法の発動など施策発動の根拠・判定基準、こういったものに使われる。5番目は、食育基本計画等に実施がうたわれているもの。こういったものを1つの実施基準として今回、見直しをやっているということでございます。

この見直しにあたっては、いわゆる行政部局において真に必要という観点から、また元の席上資料3の2ページに戻っていただきまして、2に、このためということで、先ほどの再構築の考え方に基つきまして、3ページの「農業経営統計調査変更を含む農林水産統計の見直しについての省内検討会」ということで、真に行政推進上必要な統計情報の整備という観点から、課長クラスを集めた「農林水産統計の再構築に向けた省内検討会」を4回開催し、省内の意見を十分踏まえている。また、そういった内容について、幹部クラスのメンバーによる「新基本法農政推進本部」に報告している。そういうような手順を踏まえ、見直しを行ってきた。

具体的にはということで、2の(1)にございますように、先ほど御説明いただいたように、個別経営体の花き作、採卵養鶏、ブロイラー養鶏については、財政支出なり、政策目標の策定・検証等の不可欠な統計として利用はされていませんが、産業連関表等で使わ

れているということで、二次利用に配慮するという事で「その他」に集約するというふうにしております。

それから、(2)の組織法人経営体につきましては、水田作、畑作以外についてですが、これにつきましては、先ほどもちょっと説明がありましたが、ほとんど行政利用がないということでございます。

7ページを見ていただきたいと思います。ここに個別経営体、組織経営体の行政利用等の実態について述べております。特に組織経営体の一番下、網がかかっています水田・畑作以外というところについては、利用状況が経営動向の把握のみにとどまっている。そういったようなことから、今回、これについては中止をすることでございます。

また2ページに戻っていただきまして、そのような状況から、先ほど示しました基準に基づいて、また、利用部局との協議、そういったものを踏まえ、今回のこういった見直しになっているということでございます。

考え方としては以上でございます。

次に、1-2、13ページになりますが、今、統計調査については郵送調査に切り替えている部分がございます。その郵送調査の現在の状況、それから、郵送調査を行ったことによる問題点、また、それに対する対応策についてでございます。

まず、現在、この調査につきましては、平成20年調査から郵送調査を導入しているところでございますが、この調査の特徴として、農家の現金の授受に係る情報を調査しているわけございまして、こういったものを調査するに当たっては、やはり農家の方と職員との信頼関係に基づいて調査がされている。郵送調査をすることによって、そういった信頼関係が損なわれるというような観点から、農家の方々には、郵送回収に対する拒否感があります。

また、農家の方においては、記帳する習慣がない客体が多いということがございまして、郵送の回収率は当初目標としておりました33%を大きく下回る18%になったということでございます。

また、席上資料配付4のを見ていただきたいと思います。年次別に、20年では33%、21年では60%、最終的には75%という予定が書いてございますが、現在では18%となっています。郵送化が進まないことについては、先ほど申し上げた信頼感の問題とか、記帳されている農家の方々はかなり高齢化していること、それから、簡易書留を使わなければいけないというような実態もありまして、郵便局に出かけるのはなかなか難しいとか、いろいろな要件があるということでございます。

そういったことが、統計調査への支障、どんな問題があるかというのが、の下から3番目の黄色のところを示してございます。まず1つは、報告期日が遅れてしまうということもある。それから、送られてきた調査票に対する記入率、または正確性ということをお考えた場合、不備が多く見られる。括弧にございますように、調査事項の43%が記入漏れ、

記入誤りというようなことです。そういったことから、やはり職員がそれを補足、補正しなければいけないということで、非常に多大な労力がかかっているということが現状として問題になっている。

こういったことについて、今後どういうふうに対応していくかということで、席上配付資料3の13ページに戻っていただきまして、2に、こうした状況の中でということで、今後も、21年、22年、更に人員削減が進められていくわけですが、このままでは調査結果において信頼性の問題が出てくるおそれがあるということで、今後もアウトソーシングというものは対応を図っていくわけですが、調査精度を維持するという観点からは、今回の見直しを行うとともに、今後更に調査手法なり調査項目、そういった抜本的な見直しも検討する必要があると考えております。

このように、回収がなかなか進まない、何でこうなってしまうかということで、少し補足したいと思うんですが、席上配付資料4の を見ていただきたいんです。今、この調査においては、農家の方々に多大なお願いをしているということで、左側に青で囲った農家による記帳ということで、まず、帳簿体系でいくと、現金出納帳と作業日誌、この2つになっています。

現金出納帳においては、農業支出、農業収入、そういったものを、その発生のときに日々記入していただくということになります。特に資材等についても、農業資材だけではなくて、例えば、餌を買ったなら何を買ったか、それから、資材等のビニールとか、そういったものをすべて書いてもらう、大変な作業があります。それから、農業収入についても、自営農業以外の自営収入、給料、年金収入、そういったものも漏れなく書いていただく。

もう一つの作業日誌という帳簿がありますが、これは、日々の作物別の労働時間、こういったものも生産期においてはきちっと書いていただく。また、その作業に購入した資材、そういったものも記帳していただく。非常に大変なことをお願いしていることも1つの要因になります。

そのほか、この調査においては、職員による面接ということでございまして、特に経営台帳、一番下の薄い黄色であります。固定資産なり、貯金、借入金、そういったものをきちっと引いていかなければいけない。

こういうことで非常に大変な作業でありますし、また、これだけの膨大なことをやりますので、先ほど言った記入誤りということは当然起こってくる。それがセンターでのチェックということで、こういうチェックをかけながら確保しているというのが実態でございます。

次の8ページを見ていただくと、イメージ的に、現金出納帳なり作業日誌、こういったものを3か月ごとに職員が回収してくるということです。こういった帳簿類を使ってやっているということでございます。こういったことがありまして、回収もなかなか少ないし、回収された調査票についても不備があるというのが現状だということでございます。

それから、席上配付資料3の14ページの1-3でございます。「調査結果の利活用の状

況について、どのような検証を行ったか。」ということでございます。

先ほど述べましたように、省内におきまして検討会を開催して、利用部局から、今回の変更内容について了承を得ているところである。

それから、他府省との関係では、内閣府において活用されている部分がございますので、それについては「その他」という中から二次集計をしていくということで、それについても了承を得ているところでございます。

それから、民間利用についてでございますが、これについては特段利用状況を把握してはおりません。したがって、過去2年間のマスコミでの取材件数を取り上げてみたということございまして、営農類型で見ますと、2年間で33件あった。そのうち今回廃止、または集約する営農類型については3件程度の利用にとどまっているということで、利活用は少ないものと推察をしているところでございます。

次に、15ページ、1 - 4の、個別経営体、組織経営体の利活用に差が出ている。そういったものについて、なぜ生じるかということでございます。

これにつきまして、水田作、畑作と、それ以外と分けて御説明申し上げたいと思います。

まず、水田作・畑作の営農類型のデータにつきましては、個別経営体、組織経営体ともに「水田・畑作経営所得安定対策」など、そういったものの対策に必要なデータとして、これらの対策の評価等に利活用されているということでございます。

また「水田・畑作経営所得安定対策」については、一定の規模を対象に政策が打たれております。そのために、個別経営体と組織経営体では、その規模要件が違うということがございまして、それぞれのデータが必要になっているということでございます。

それから、水田作・畑作以外の営農類型のデータについてでございますが、こちらの方を見ますと、個別経営体については、野菜価格安定対策、果樹農業振興基本方針の検証・評価、加工原料乳補給金単価の算定資料で活用されているのですが、組織経営体について見れば、先ほど申し上げましたが、経営動向の把握程度、年次別の変化を見ているにとどまっているということで、施策の実行、検証・評価、そういったものに直接使われていない。こういった実態があり、今回のような差になっているということでございます。

次に、19ページでございますが、先ほど総務省さんの方からありましたように、農林水産省としては、担い手の育成等の観点から、そういったデータが必要になっているのではないかというような話がありまして、それにどう対応するのかということでございます。

まず、回答1にございますように、農林水産省においては、食料供給力を強化、食料自給率の向上といったことを目的として、経営の効率化・安定化を図るための法人の育成を当然やっているところでございますが、現在、農政において、個別経営体に着目して見ますと、やはり法人化がかなり遅れている。そういったことから、法人化に伴うコスト縮減効果、または税制制度、そういったメリットを示しつつ、法人化に移行を進めていく、そういった動きがあるわけです。

組織の方について見ますと、特に法人化が遅れているのは、水田作・畑作を行う組織経

営についてです。これについては、家族経営、個別経営と同様に、法人化に伴うコスト縮減効果を示しつつ、いわゆる法人化への移行を積極的に進める。そういったことが農政の課題の1つになっているところでもあります。このために、米や麦、大豆などの水田作・畑作の農作物について、集落営農を含む組織経営体の法人化を進めるということで推進している。

他方、組織経営体の中で、水田・畑作以外の野菜、果樹、畜産、こういったものについては法人化が非常に進んでおりまして、法人化率が非常に高くなっている。

1枚めくっていただきまして20ページに、組織経営体における法人化の状況ということで表を掲げさせていただいておりますが、水田作においては、表の一番右にありますように28.6ということで、非常に少ない。畑作以降、見ていただきますと、非常に多い。特に畜産については99といったことで、法人化が進められているということでございまして、こういった法人については、むしろ今後については、法人への積極的な誘導施策というよりは、法人化後の経営の安定を図るための制度資金、税制特例等の措置、そういった個々の経営に応じた法人運用面でのサポートの充実、強化といった施策が必要となっている状況ということで、今回、そういったものについては整理をさせていただくという考えでございまして。

それから、21ページに、仮にこの調査を中止した場合について、代替データはあるのかということでございます。

これについては、現在、下の にございますように、日本政策金融公庫で「担い手農業者（法人）の経営動向分析」をやっております。22ページをお開きいただきたいんですが、日本政策金融公庫の方では、調査の対象として、スーパーL資金融資先、法人経営を含むということで、ここでは一戸一法人も含んでいますが、融資先を対象に、ここに書いてあります調査戸数としては、全国で1,066となっております。その中には、花き、畜産といったものも含まれているということでございまして、しかも、分析項目が下に書いてございます。3か年を経年比較できるような形で行われているということですので、今、行政についても、年間動向、そういったものを見ている程度という利用状況でございまして、こういったものについて十分代替できるのではないかと考えているところでございます。

私の方からは以上でございまして。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

2年ちょっと前に、同じく農業経営統計調査について諮問がなされ、そこで示された計画は、その1回前の農業経営統計調査の計画の諮問に対する答申の中に今後の課題として示されたことにすべて対応していて、かつ、審議の中で提示された点についても対応していただき、前回答申では今後の課題がないという形で決着しました。したがって、当面、農業経営統計調査は諮問にかからないだろうと私は理解していましたが、今回は、農林水産省の統計関係部署の人員削減と業務の見直しに伴って、農林水産統計を再構築する必要

があるという、専ら農林水産省の内部事情によって、農林水産統計の全体を見直し、その一環として農業経営統計調査を変更するというものであり、それに沿った計画案が示されています。

主な論点は、政策統括官室から示された「審査メモ」に沿った内容が中心になるかと思いますが、それに限らず、今回の変更計画案に関連して、御質問、御意見等について、委員、専門委員の皆様から順にお願いしたいと思います。調査実施者からの回答は、一通り御意見を伺ってからまとめて回答してください。

それでは、美添委員から順に御発言をお願いいたします。

美添委員 特に追加の質問ということはないのですが、説明を伺っていて、農林水産省の統計組織が削減されて想像していたよりも大変苦労していることがよく分かりました。

心配なのは、政策目的に限定して切り詰めることができると言うなら、もっと切り詰めることもできそうにも読めます。私はそうではないと思うんです。既にこれ以上切ってはいけないところまで来ていると思うのですが、今の説明を聞いていると、スリム化がまだできるようになっている。

過去の流れを見ると、大変豊富な統計を作っていた。一部分、無駄ではないかという気もするぐらい豊富なものを作っていて、それは必要だと常に主張してきたわけです。

状況は確かに変わりましたが、政策目的のために必要なもので、スリム化し過ぎていると思われるものもあるし、それから、これは統計委員会でも発言がありましたけれども、新しい統計法の視点は、現時点の政策目標だけではなくて、将来の我が国の国民にとって財産となるべき重要な事項は調査する価値があるということです。ここまでスリム化をせざるを得ないということはよく分かりますが、それは決して望んだことではないということをもう少し明確に言っていたらいいかなと、この分野に関心のない人から見れば、まだスリム化が可能だと受け取れかねないような説明だったので、その点、ちょっと危惧しています。基本的な見直しの姿勢にやや危惧を感じるという個人的感想を述べさせていただきます。

舟岡部会長 それでは、順に、引頭専門委員どうぞ。

引頭専門委員 御説明ありがとうございました。

農林水産統計の人員削減等々あり、非常に状況が厳しいことは今の説明で理解させていただきました。

そうした中で、統計の再構築を行い、行政目的に絞るということにされたと思います。直接関係あるかないかは分かりませんが、再構築は平成 20 年の計画です。リーマンショック以前の比較的景気が穏やかに拡大していたころの計画であったと見られます。その後、世界経済を牽引してきた金融業界が大きく縮小し、日本でも輸出、外需が激減しました。そうした中であらためて、農業やサービス業といった産業の生産性の拡大、向上などを通じて、日本としての産業構造を再構築しなければならない、という議論になっている。

このようにみると、統計の再構築を決めたときと今とでは、経済環境が大きく異なっ

います。先ほど部会長がおっしゃったとおり、前回の答申のときには課題がなかったのかもしれませんが、外部環境が変わったことで新たな課題が生じてきているのではないかと、ということが、まず第1点です。

そうした中で、今回のスリム化の中で、組織法人経営体、法人の方が大きく削られるとの御説明を聞きました。そうした結果となった理由として2つの点があると理解しました。1つには、全く行政ニーズがなかった、だから要らないということ、もう一つが、削減項目においては、トータルの農家の数の中に占めます法人化率がものすごく進んだため必要ないということであったと思います。ですが、むしろ、これからそうした法人が合併したり、共同提携したり、といったことを通じてさらに生産性を上げなければいけないという次の段階にきているように思われます。そうしたことを考えますと、ここで削ってしまうことが果たして妥当なのかというのが、率直に言って考えるところです。

ただし、予算が決められた中で、代替案を出さなければなりません。2つ考えました。1つは、私も専門家ではないので軽々には言えないんですが、調査客体、標本の数で、水田の方は、個人の方で1,600以上あって、組織法人のところは、小さいところだと20とか10とかです。つまり、個人のところに関する標本の在り方、どうやったら精度が上がるかということをもう少し研究し標本数を減少させれば、法人に予算が回るのではないかと素人ながら思いました。

もう一つは、代替資料はないとはおっしゃいつつも、日本政策金融公庫さんのスーパーL資金の方で、目的とする統計が十分あるという御説明を受けました。確かにそうではありますが、金融機関からの目だけではなくて、やはり農林水産省さんとしての法人の統計も必要ではないかと思っております。例えば他の行政調査等のデータを活用することで、表章だけは継続するというものです。そうであれば、項目は減るかも知れませんが、脈々と続いてきた法人関係の統計データ自体はどうか残るのではと思いました。以上でございます。

舟岡部会長 続いて西郷専門委員どうぞ。

西郷専門委員 特に付け加えるようなことはないんですけども、今、引頭専門委員も御指摘になっていたんですけども、組織法人経営統計を廃止にするという理由です。私もちょっと違和感があって、法人化が進んだからやめるんだというのは、統計を廃止する理由としては余りいただけないのではないかという感じがします。法人化が進んでいるのであれば、例えば、生産量は結構大きかったりするとか、量的な評価、組織化というのも量かもしれませんが、生産量全体でこの部分が占めている割合というのがそれほど小さくないということであれば、法人化が進もうと進まなかりと取り続けるというのが統計作成の側としての立場なのであって、もし廃止するというのであれば、その理由付けはもう少し別のものが必要なのではないかなと感じました。

以上です。

舟岡部会長 ありがとうございました。

納口専門委員どうぞ。

納口専門委員 皆さんがおっしゃっていることは本当にそのとおりだなと思っているんですが、特に法人化に関しましては、席上配付資料3の8ページに、個別経営体でも法人化されているものもあります。例えば、養豚であれば9.4%であるとか、でも、個別経営体でもこの辺はなくなってしまうんですね。個別経営体の採卵養鶏、プロイラー、花き、ここの3つは削られる、その他というところに一緒になってしまうわけですから、やはり個別経営体でも法人になっているものも調査対象からは減っていく。

そして、組織経営体の方の法人については、水田作・畑作以外は切ってしまうということが案として出されているわけですが、私もよく分からないのが、組織経営体の案として今回削除するとされている種類の法人の形というのが一体どういう姿をしていて、これから農業政策として進めていく場合の、進むべき姿に照らした場合にどうなのかと、これからそういった形のをどんどん作っていかねばいけないとすれば、やはり皆さんがおっしゃったように、ここの部分を落としてもいいのかということに議論としてはならざるを得ないのかなと思っております。

ただ、サンプル数も非常に少なかったりして、作目ごとに分けても、意味があるのかなのかということもあろうかと思っておりますので、そこが悩ましいところだと思うんです。組織経営体の法人のデータを削ってしまうということに関しては、私も農業経営を専門にやっておりますけれども、先ほど引頭委員からも御発言ありましたけれども、企業の農業参入などというのも進んできているわけですし、日本の産業の中の1つとして、農業の法人というのを示さなくていいのかという議論は当然残ってしまうのかなと思っております。

以上です。

舟岡部会長 本間専門委員どうぞ。

本間専門委員 基本的な考え方は、皆さんおっしゃっていたとおりで、これでよろしいのかなという気がするわけです。特に美添委員から御発言あったように、今の政策に特化した統計の取り方というのはとても問題だと思うんです。将来の政策に備えるということだけではなくて、情報の提供というのは公的機関の非常に大きな役割として、例えば、政策がなくなったとしても、情報提供というのは必要です。マーケットがうまく機能するためには、いろんな人が自分で集める情報だけではなくて、公的な情報に頼らざるを得ない部分が相当にあるわけです。極端に言うと、ほかの政策を全くやらなくなったとしても、農林水産省が、あるいは農林水産省でなくてもいいのかもしれないけれども、公的機関がやるべき仕事、あるいは役割は情報提供であると常日ごろ私は思っているものですから、その観点からすると、特に今の政策、まして、この政策もいつまで続くのか分からない、あるいは変更があるのかもしれない、そうしたときに、やめてしまった統計を再度活用することは不可能に近いわけで、その観点は非常に問題あるなという気がするわけです。

それから、政策公庫のデータがあるけれども、これは母集団が全然違うわけです。融資しているところと、一般的な農家から取るものとは母集団が全然違うから、それは比較に

ならない。標本理論にのっとって取った統計でなければ使えないという部分があるわけで、そういうことも含めて、言葉はきついかもしれませんが、安易に縮小の方向の決定をしてしまっているのではないかという危惧を抱くわけです。

それから、皆さんおっしゃっていますけれども、組織経営体のところも、法人化されればされるほど、その中で、例えば、経営費がどう変わっていくんだというのは非常に重要な情報でありまして、法人化の推進のためのデータだけではなくて、それがどう動的に変わっていくんだ、日本の農業がどう変わっていくんだというところを見ていくためには、相当に重要な統計ではないかと思っております。

それから、個別経営体の方でも、二次利用という形で花きなどは使えるようにするとは言っているわけですがけれども、花きなどはこれから成長産業なわけです。そういう中で、個別経営体が残る1つの大きな指針として、それをもっときちんと公表できるような統計にしておくということも、これから水田が重要でなくなるという意味ではないんですけれども、相対的にウェイトが変わっている中で、そうしたところをどうお考えなのかなというところなんです。

長くなって恐縮なんですけれども、アウトソーシングの問題はとても大きな問題でして、43%について記入漏れや記入誤りがあったり、回収率が18%というのは、制度そのものが間違っているのではないかと。制度の失敗だと思うんです。どういう意味かということ、これまで職員又は調査員が行って聞き取りをやっていた調査票と完全に変えなくてはいけないわけです。書き込む人が主体で、簡単に書けるような、あるいは書きたくなるような、我々のところもアンケート調査がたくさん来るんですけれども、書きにくいものはすぐに投げてしまって、対応しないよとなるわけですから、そこは調査票を含めて、制度そのものを根本的に変えてアウトソーシングをするということでないかと、今まで職員がやっていたものを単にそのまま移行することではやはりだめなんで、その制度設計をもう一回考える必要があるのではないかという気がしています。

舟岡部会長 ありがとうございます。

今回計画で調査対象を縮小することについては問題であるという意見が5人全員の一致しているところで、そのほか、本間専門委員から、アウトソーシングで記入漏れ等があるのは調査票等の設計について、アウトソーシングに十分対応した形で実施してこなかったことによるところがあるのではないかと、それについても再検討すべきであるとの意見でした。

そのほか、今回の変更に限らず、この機会に議論しておくべきことはありますでしょうか。どうぞ。

美添委員 次回の情報提供でいいんですけれども、農業経営統計調査について、標本の入替えとか、補充が最近どのように行われてきたのか、どの程度の率なのか。可能な限り設計のとりの標本を実現すると書いていますが、実際に標本の入替えはどのくらいあったのか。過去何回分かです。農経調の時代から平成7、8年でしたか、新たに設計を変更

した時点、それから、最近まで、どう変化してきたのかという資料を提供していただけますか。調査負担は相当重い調査であり、従来は職員が記帳を手伝っていたという事情もあるわけです。もしアウトソーシングするなら、本間専門委員の発言のとおりで、基本的な設計を見直す必要があるだろうと思うので、そのための基本的な情報として提供をお願いします。

舟岡部会長 ほかにありますか。

どうぞ。

納口専門委員 先ほど本間専門委員がおっしゃった点なんですが、非常に煩雑なものであるから、農家が、あるいは農業法人が協力してくれないという点なんですけれども、個人的なことを申し上げて恐縮ですけれども、私の実家も30年ぐらい、農家経済調査のときからずっと協力をさせていただいていて、私もずっと見てきたわけです。結局、農家とか農業法人にとって煩雑なものであっても、自分たちに情報や効果が返ってきて、自分たちがまた使えるものであれば、これは協力をすると思うんです。今までは、つまり、それは政策ということを経回して農家に還元がされていたと思うんですが、これから大型の農家、あるいは農業法人に農業経営が集約されていくということを考えますと、政策というところを経回しなくても、記帳した農家、協力した農家が、直接自分たちのメリットになる、つまり、スタンダードがこの辺だとか、非常に優秀な経営がこのぐらいで、自分がどの辺の位置にあるとか、そういったことに使えるような調査にしていけないのだろうなと思うんですけれども、次第にその辺の切替えの時期に入っているのではないだろうか。そのこのところの設計をもう少し明確に農水の方で出す必要があるのではないかと思います。

以上です。

舟岡部会長 ほかにありませんか。

それでは、農林水産省から御回答いただきたいと思いますが、ただいまの納口専門委員の御意見についても、単に政策立案等の行政目的に活用するだけでなく、もう少し国民が広く活用する、あるいは、調査に協力した客体が直接役に立つような情報を提供するという意識が、どうも農林水産省には乏しいのではないかという、厳しい御意見だったかと思えます。

今回の見直しについては、調査対象の縮小が中心であり、営農類型ごとで、どのような考え方に基づいているかについて説明がありました。その際、行政目的、施策の実施において必要性が乏しくなったからやめる、あるいは、優先順位が低くなったから縮小するということでしたが、それに対して委員の皆様は、それはおかしい、広く国民への情報提供は公的機関の役割であって、そのときどきの政策需要に対応するだけで調査の内容を定めるべきではなく、統計とはそもそも長い期間にわたって継続して調査されて価値があるものであるという視点からすると、ここで調査を一時期にせよ中止するのは大変な問題であるとの意見でした。

とりわけ、法人化が進んで、組織法人経営体については法人化を更に進めるといった行政上のインセンティブがなくなってきたから調査する必要がないとのことですが、最後に納口専門委員もおっしゃっていましたが、法人化が進んだら、そのウエートが大きくなってきているわけですから、その大きくなったところがどういう経営状況であるかが分からなくてはたして良いのだろうか。実態がわからないままになっても、当面の行政には支障はないかもしれないけれども、後になって、あのときの情報がなければかりに大きな損失を受けるということもあるかと思えます。そういう点を踏まえて、農林水産省のお考えを改めてお伺いしたい。

農林水産省（中山経営・構造統計課長） 各委員の先生方からお話いただいたわけなんですけど、我々としても、一番大きな要因は総人件費改革というものがあまして。

舟岡部会長 それは伺いましたから、繰り返しはいいです。統計委員会でも意見がありましたし、本日も意見がありましたけど、新しい統計法の精神は、統計は国民の共有の財産である、国の情報基盤を成すものである。そうした観点から言いますと、単に行政が要らなくなったから、当面必要性が薄くなったからやめる、それでは困るわけです。情報基盤をつくる任務を放棄したと受け取られかねない。これは新しい統計法の基本的な精神に反しています。それに対してどうお考えなのかということをお伺いしたい。

農林水産省（中山経営・構造統計課長） 基本的には我々も、今回の統計法の言う公共財、国民の財産としての統計の持つ役割というものは十分理解はしております。ですから、これからも継続的に有用な統計を作成、提供していくという基本的な考え方については、我々も理解はしているところであります。我々としては、経営調査にしても、専門知識を持った職員が調査に当たっているわけです。専門知識のない方だと、なかなか難しい部分がある。そういった専門知識を有する職員が、この定員削減によって少なくなってきている。これは事実としてあるわけでありまして、そういうふう考えたときに、我々も統計法の中での考え方は十分理解しているんですが、やはり優先順位をつけてやっていかなければいけない状況があるということでもあります。

舟岡部会長 その優先順位をつけてやっていかなければいけないという点について、先ほど御説明のありました席上配付資料4の の農林水産統計の再構築は、省内で検討会をつくって検討されたとのことですが、これはあくまでも行政の視点に立って、行政の統計情報の必要性について優先順位を定めたものです。それはそれで結構です。しかし、今、出ている意見は、行政とは違ったユーザーの立場からのものであって、国民の幅広い利用という視点に立って、この統計がどうあるべきかについては、全く考慮されていないのではないかと。統計委員会の産業統計部会の委員・専門委員はユーザーの考え方を代理する立場でもあるかと思えますが、そこで厳しい意見が全員一致で出されているわけです。ということで、国民にとって欠かせない情報の作成・提供について、農林水産省は義務を果たしていないのではないかとこの意見に対して回答を求めています。すぐこの場で回答が出せなければ、また次回以降で結構でございます。

農林水産省（中山経営・構造統計課長） はい。

舟岡部会長 それから、簡単に答えられるところで、標本の入替率はこれまでどういう推移であったか等についてはいかがでしょうか。これについても次回以降ですか。

農林水産省（中山経営・構造統計課長） そうですね。これについては次回にしてください。

それから、先ほどの義務を果たしていないではないかということなんですが、例えば、今回の変更の部分でも、個別の部分については最大限、今の中で対応できる、いわゆる「その他」というバスケットの中に入れてしまうわけなんですけど、そこから取り出すことはできないということです。そういう意味では、まるっきりそういったものを放棄しているわけではなく、今の状況の中で可能なものについては対応していきたいという考えであります。

舟岡部会長 個別経営体については分かりましたが、組織経営体については全く情報がゼロになるわけです。先ほど本間専門委員の話でも、代替データがあるとは言いながら、代表性からすると、ほど遠いもので、本当に有用なデータとしては認められないとのことでした。

率直に言えば、代替データが揃っているのは水田作とか畑作の方であり、別のところに類似のデータがあるのではないですか。私は、水田作とか畑作の重要性が低いとかをいっているのではなくて、我が国においては特別な位置を占めていることはよく分かっています、だからこそほかにも利用しうる情報がある。ところが、今回なくしてしまおうという対象は、ほかには全く情報がなく、取りようがない。これは大変なことになるのではないですか。

農林水産省（中山経営・構造統計課長） なくしてしまうということに対する答えではないんですが、代替データとしての考え方でいけば、水田作云々について、部会長さんの方から話があったんですが、水田作を我々がきちっとやっている、どうしても行政部局がそこに要望が強いというのは、税金の直接支出、そういったものにかかってくる部分でございまして、そこはやはり国のきちとした統計データで評価なり検証していく必要があるということでございます。民間で、いろいろなところで作られているデータが信用できないというわけではないんですが、政策上、財政支出に直接結びついていくようなものについてはきちっとやっていく必要があるだろうという判断です。

舟岡部会長 調査項目によっては、ほかから十分情報が入手し得るものがあるかなと思うのです。そういうところのスリム化で全体の資源の余裕を生み出して、対象から外した分野についてあらためて情報をちゃんと整備することを考えるのが必要ではありませんか。

農林水産省（中山経営・構造統計課長） 先ほど美添委員からも、本当にスリム化は可能なのかというお話があったわけですが、標本の数からいくと、今の数はかなり厳しいものがあると考えています。そういったことで、個別の方から標本を回すということについては、考えづらいというのが現状です。その点、スリム化の方法なんですけど、項目については、ある程度利活用状況等々踏まえながらスリム化するということは可能かと思

っております。

舟岡部会長 いかがでしょうか。今、調査対象標本数のスリム化は、個別経営統計について困難であるとの話でしたが、私の記憶では、2年前の前の計画では、組織経営体について標本数を増やし、個別経営体については標本数を減らしています。そのときの説明は、これからは組織による農業経営が重要な意味を持つようになってきている。だから、その実態が的確に把握できるように、その標本を厚くするという考え方だったと思います。2年もたたないうちに、組織経営体については標本数を全体として減らし、個別経営体は現行どおり維持するとの方針の変更がよく理解できない。この1年半ぐらいで、答申があつてから2年半ぐらいですが、農林水産省の組織上の話とは離れて、農業の経営において、激変するようなことがあったのでしょうか。

農林水産省（鶴見統計企画課長） 今の部会長のお話でありますけれども、我々、平成16年に農経調の見直しをして、標本も変更しました。16年に見直しをお願いをしたときは、12年に作りました私どもの食料・農業・農村基本計画を統計としてサポートしていくということで考えたわけでございます。そのときは確かに基本計画の中に、いわゆる一般論としての農業法人化の推進という話になっておりまして、私ども、それを受けて、そういった統計も必要であろうと考えて、先生方に諮問させていただいたという経緯がございます。

一方、17年にできました食料・農業・農村基本計画は、その5年間の推移を見ながら新たに見直したわけでございます。その中では、先ほど来、私どもが説明しておりますように、やはり、ほかの部門に比べ遅れている土地利用型の構造改革を積極的に進めていかないとならない。そのときの話としては、個別経営体の法人化、それと、私ども、集落営農というふうに思っておりますけれども、小さい農家が集まって集落営農をつくって、組織としてしっかりやっていくというものであります。また、そういった集落営農の法人化というところに政策の重点をシフトしてきているというのが事実としてございます。

施策の内容も、やはり法人化が進んでまいりましたほかの部門につきましても、先ほど申し上げましたように、融資であるとか、あるいは税制等で通常の経営をサポートしていくということでありまして、遅れている部門の積極的な補助金を使った誘導策と一線を画した形で進められているというのが現状でございます。

舟岡部会長 2年前は組織法人経営体の標本数を増やして、個別経営体を減らしていませんね。

農林水産省（中島経営・構造統計課課長補佐） 今、お話がありました2年前の見直しですけれども、組織法人については、客体数でいきますと約100客増やしてございます。その代わりに、個別法人という形で、担い手にシフトしたような標本設計という形で、トータルベースでは減らした事実がございます。

舟岡部会長 それがなぜ2年半足らず、実施してからで言いますと1年ちょっとぐらいになるのでしょうか、農業経営についての農林水産省の基本的な考え方が変わったのでしょうか。

農林水産省（中山経営・構造統計課長） 組織経営体の方で増やしているのは、先ほど統計企画課長の方からも説明があったように、土地利用型の部分、いわゆる米の部分で増やしているわけです。そちらの方の政策を誘導していかなければいけないという観点で増やしている。そういうことから見ると、ずれてはいないだろうと思っています。

舟岡部会長 しかし、法人化を進めるといった、政策面での必要性が薄れたから実態を明らかにする必要性が薄れたというのは、統計情報からしか経営状況が明らかにできないときに、作目ごとに経営状況を明らかにできなくて良いのでしょうか。

農林水産省（鶴見統計企画課長） 先ほど美添委員からお話ございましたように、私どもの説明がいかにもスリム化したいような感じで受けられることは、訂正しないといけないんですが、我々もスリム化したくてしているわけではありません。望んでやっているわけではありません。これは繰り返しになりますが、何といたっても人件費改革、あるいはアウトソーシングの支障が出てきているということで、このままでは全体の精度が落ちてしまうので、これはぎりぎり優先順位をつけて、切れるところは切れないかという御提案をさせていただいている内容であります。

また、一方で、新統計法の下で、前にも増して公共財としての公的統計の位置付けをしたということは重々認識しております。したがって、我々も否定しているわけはありませんが、今の限られたマンパワーの中で、どうバランスを取るのかということが重要なポイントでありまして、そういう意味で、今回、委員の皆様方から公共財としての位置付けはどうだという話をいただいておりますので、その辺ももう少し御議論をいただいて、今日はなかなか結論というのは難しいですけれども、また持ち帰って検討させていただきたい。

舟岡部会長 納口専門委員どうぞ。

納口専門委員 農水の方に教えていただきたいんですが、組織法人経営体のサンプル数が、例えば、野菜作51ということなんですが、農業の中でいろんな作目があることは承知しておりまして、野菜作といっても、露地野菜あり、ビニールハウスの中で行う施設野菜あり、同じ露地野菜でも、ダイコンを作っているのか、ゴボウを作っているのか、イモを作っているのか、ハクサイを作っているのか、そういった作目による違い、あるいは地域の違い、規模の違い、いろんなものが入ってきて1本になっているわけです。それでこのサンプル数というのは、実際、組織法人の経営統計が分析に耐え得る意味があるのかどうかというところについて教えていただきたいんです。先ほどから建前としては確かに法人経営の統計が重要だというのは皆さんおっしゃっているんですけども、実際、このサンプル数で取ったときに、どれだけの分析に耐え得るのかというところを教えていただきたいと思います。果樹にしても、ミカンあり、リンゴあり、ブドウあり、いろんなものが入ってくる。それから、花き作などはいろんな花が入ってくる。それをこのサンプル数でどうなのかと、そういったことです。

農林水産省（中島経営・構造統計課課長補佐） 今の御質問で、例えば、野菜作で法人

の 51 客體、これは實際、選定時は、御指摘のとおり、施設作と露地作といった大きなカテゴリー 2 つに分けてそれぞれ標本を算出しております。更に、その中の品目というところは、母集團の数もありますが、そこまでは實際に見ていないという状況でサンプル数は取っております。

納口専門委員 それで分析に耐え得るのかというところを教えてくださいなと思うんですが、いかがでしょうか。

農林水産省（中島経営・構造統計課課長補佐） 今、申しましたように、露地と施設という大きなカテゴリーで取りますので、個別経営体に比べれば、組織法人経営体はサンプル数も少ないですので、調査精度としてはかなり低くなってしまいます。

納口専門委員 つまり、法人の統計が大事だというのは、皆さん異口同音におっしゃるとおりなんですが、統計を取ったもの自体がどうなんだという吟味をしないと、実質的なことが言えないんじゃないだろうかということなんです。

美添委員 前回までの誤差率が主要項目については試算されていると思いますので、それを御提供いただければ、どの程度信頼できるかという判断の根拠にはなるとは思います、いかがでしょうか。

舟岡部会長 それは次回にでも出せますね。

農林水産省（中島経営・構造統計課課長補佐） はい。20 年調査でなく、19 年、これまでのということで、次回、提出させていただきます。

舟岡部会長 ほかに、これをめぐって御意見ございませんか。

個別経営体については、幾つかの作目について「その他」に一括する計画であります、詳細については目的外使用等を活用して、別途集計しようと思えばできるという必要最小限の手当ては考えられるとのことですが、そういう視点に立ったときに、標本の割当数は適当でしょうか。これについて御意見はいかがですか。標本数はどこの資料にありましたか。

浜東調査官 本資料の 2 - 4 です。

舟岡部会長 資料 2 - 4 です。花き作 251、採卵養鶏 50、ブロイラー 50、その他 50、これをその他の 200 としてまとめ上げるということですね。この内訳はどうなっていますか。

農林水産省（三浦経営・構造統計課課長補佐） 現在、200 の内訳として、こちらの方で考えているのは、露地花き作で 50、施設花き作で 50、採卵養鶏で 25、ブロイラー養鶏で 25、これまでのその他はそのまま 50 ということで、トータル 200 というふうに考えております。ここのところは、母集團を見ながら、比較的母集團として大きい露地花き系、それから施設花きについては 50、母集團の小さい採卵養鶏、あるいはブロイラーについては 25 ということで考えているところでございます。

舟岡部会長 これについて、いかがですか。

花き作、採卵養鶏及びブロイラー養鶏以外の「その他」は、調査して何か意味があるのですか。

農林水産省（三浦経営・構造統計課課長補佐） それらは、日本全体の個別経営体の平均をとらまえるということで、10大分類に分類されない類型のところをフォローするということで、これまで50ということで取ってございます。

舟岡部会長 その際、誤差率が非常に大きくなって、どんな標本を選び出すかによって全体の集計値まで大きく影響を受けるということはありませんか。

農林水産省（中島経営・構造統計課課長補佐） おそらく、その他のその他に分類されない営農といたしますと、養蜂などいろんなものが入ってくる可能性があるということから、その誤差を誘発する可能性はあると思いますけれども、影響度は、直接的にそこまで検証したことがないものですから、少しお時間をいただきたいと思うんです。20年結果から、そういった加工統計というような形での経営形態というふうに出しますので、今、とりまとめを取っております最中なものですから、実際にはこの部会にはその影響度が出せないかなと思います。

舟岡部会長 個別経営体は全体の集計値が必要である。しかし、組織法人経営体については全体の集計値は必要ない。どうして扱いにおいて、両者でそのような違いが出てくるのですか。我が国の組織法人経営の全体を統計で表すことができないですね。総資産や売上高の総額がどれだけであるかについて、農業経営全体の数値をとらえることができなくてよろしいのですか。

農林水産省（三浦経営・構造統計課課長補佐） 設計当時の思想ということにもなるうかと思えますけれども、組織経営体の「その他」に当たるところの母集団がどういうふうに分布されているのかとか、おそらくそういったところの事情などもあろうかと思えますので、そのところはまた改めて整理をさせていただいて、また次回以降、御回答させていただければと思います。

舟岡部会長 先ほど、引頭専門委員からだったかと思いますが、組織法人経営の今回中止を予定している作目について、標本をある程度の数確保して、全体の制約が厳しいのであるならば、例えば、個別経営統計のところから移すことが考えられませんかという提案がありました。それに対して、これでもうぎりぎり、精度が落ちるとの説明でしたが、今回計画で、組織法人経営体に割り当てる標本数は170～180です。他方、水田作ですと、個別経営統計で1,620、畑作は677、野菜作が865であり、ここから移しても、ルートN分の1で、誤差率はそれほど大きく変わらないと思いますが、いかがですか、美添委員。

美添委員 標本誤差は部会長が言うとおりでと思うんですが、心配なのは、郵送化された部分について記入状況が悪い、それを審査するために職員が投入されるという仕組みになっているので、見かけ上の精度では不十分ではないかという気がします。答えは、標本を増やせばいいということではないと思うんです。水田で1,620で足りるか足りないかよりも、記入状況の管理がどこまで実現できているか。それを踏まえて、過去の検討からここまでしか精度が出ないという根拠も次回に示していただいて、根拠が明確であれば納得できる余地もあるのではないかと。試算をするのなら、先ほど納口専門委員の質問にあった

ように、従来やってきた組織法人でどの程度の精度が出ていたのか、それとのバランスの問題と思うんです。法人取り込んだために壊滅的に水田・畑作の精度が落ちるというのであれば、賛成のしようがないでしょうが、その辺が許容範囲かどうかという判断は、これ以上削れませんと言うだけでは、皆さん納得できないと思います。

舟岡部会長 質問事項の1 - 2とも関係する議論になってきたかと思しますので、そちらに移りますと、先ほど本間専門委員から、アウトソーシング、あるいは郵送方式の導入によって記入漏れ等があって精度が落ちるのは、その方式に合わせた形の調査票の設計等がなされていないからではないか、そのところを十分検討する余地があるという御意見がありました。それについて、いかがでしょうか。

農林水産省(三浦経営・構造統計課課長補佐) そこについては、席上配付資料4のところで少しお話をさせていただいていましたけれども、要は、今、まさに郵送回収によるアウトソーシングによって、先生方もおっしゃられるような支障が生じておりまして、ここについては、職員がこれまで以上に汗をかいて、調査精度が低下しないような補完、補正をしている。そういった中であって、アウトソーシングによって更に今後人が減るといふところをどうにかしないといけない。

そこにはもともとの調査の制度的な問題もあるのではないかというお話ですけれども、そういった認識の中で、このページの右側にありますように、調査精度を維持する観点から現行の調査手法、調査項目等の抜本的な見直しも我々も予定をしている。ただ、今回の再構築というのは、今後、平成21年度、あるいは22年度という間近のところでも更に人が減っていくといふところに何とか、まずは対応しないとイケない。それに加えて、今、起きているアウトソーシングでの支障に対して、どうするのかというアプローチを、また更に今、我々の方で検討中だということでございます。

そのあたりの検討中のところについては、に参考ということで、その見直しの趣旨、あるいはその方向性ということで載せてございますので、また後でござんいただければと思います。

舟岡部会長 会計ソフト等の情報を磁気媒体で農林水産省が受け取って、しかるべく変換を農林水産省で行うというケースはどれくらいあるのでしょうか。

農林水産省(三浦経営・構造統計課課長補佐) 前回の平成19年の答申の中でもありましたけれども、会計ソフトを今後活用していくというようなことで、我々の方から会計ソフトを準備をして貸出しを行っている客体が、現在つかんでいる範囲で128客体ございます。それと、これはお願いというか、協力ベースになりますけれども、農家自身が使っている会計ソフトのデータを利用させていただいているというものが約80前後。正確な数字がないのですが、トータルで200客体ぐらいがそういった磁気データによる調査になっていると考えていただければと思います。

舟岡部会長 これが増えていけば、記入精度も上がり、手間暇が節約できるわけですね。

農林水産省(中山経営・構造統計課長) ただし、今、言った数字なんです、我々が

行っている調査農家の方に一応、全部当たって、こういう仕組みで協力できるかどうかということ当たった結果としてのこういう結果がありますので、部会長がおっしゃるように、これが画期的に増やしていければ、確かにそういった面があるんですが、現状としてはなかなか難しい面は一方においてあります。

舟岡部会長 既存の会計ソフトでは対応し切れない調査項目があるから、なかなか協力できないというケースはあるのでしょうか。

農林水産省（中山経営・構造統計課長） そうですね。確かに農家の方々は、いわゆる青色申告をメインにそういう処理をされているということがあります。青色申告では我々が設定している細かい勘定科目は必要としないので、その他資材料というところだけがとまとめても通ってしまうということもありますから、そういう面ではおっしゃるとおり、そのミスマッチといったものでなかなか難しい点はあると思います。

舟岡部会長 そうすると、一部の項目を追加することによって、協力が得にくくなるだけではなくて、効率化を妨げ、全体としての調査精度を落とすということであれば、調査項目をもう一度見直すことが必要ではないでしょうか。これについて、例えば、経済産業省は、インターネットを活用して客体に調査協力してもらう仕組みを導入して、もう何年になりますかね。年々増えているのでしょうか。

経済産業省 平成12年からオンライン調査を始めてございまして、月次の動態統計調査で現在50%強ぐらいの協力をいただいている状況でございます。

舟岡部会長 これもやはり当初は低くて、いろんな努力をされて50%にまで至ったということですか。

経済産業省 そうでございます。

農林水産省（中山経営・構造統計課長） そういう点では、先ほど説明したように、今、検討中ではありますが、考え方として、調査項目について、例えば、席上配付資料4の にありますように、こういった項目についても、見直しについては今後検討していく必要があるだろうと考えております。これは今回ではなくて、次回に向けての話です。

舟岡部会長 農家に対しては、会計ソフトの普及はかなりの割合ですね。

農林水産省（三浦経営・構造統計課課長補佐） 調査農家の中でですか。

舟岡部会長 調査農家に限らず、全体としてです。

農林水産省（三浦経営・構造統計課課長補佐） 全体の数字は、いろんな調査もあるのでしょうかけれども、我が方の今の客体ベースでいけば、約2割強ぐらい。ただ、今、我が方で「ソリマチ」で対応していますけれども、それ以外のソフトを使っているところもございまして、必ずしも我々がすべてデータの変換も含めて対応できるかということ、そういう形にはなりませんので、なかなか追いつかないというところはあると思うんです。

舟岡部会長 でも、その2割の農家にとってみれば、手間暇がかからず調査に協力できる。なおかつ、一旦変換ソフトができ上がれば、農林水産省の調査全体で非常に効率化が図れる。

どうぞ。

農林水産省（鶴見統計企画課長） 今回の調査項目の簡素化の話でございますけれども、私どもも、こういう状況ですので、できるだけ調査客体の負担の軽減、あるいは私どもの職員の負担軽減を図って、現在あるアウトソーシングの支障をどうにか少なくしていこうということで行っているのですが、今、私どもの課で、ページの内容について、省内の各部局と調整をしておりますけれども、青色申告の項目では施策が打てないというふうに、かなり反発が出ておりまして、そういう意味では、まさにこれからの調整ではあるんですけども、どの程度青色申告に近づけるのか。あるいはもっと言えば、青色申告というのは施策上は使い物にならない。施策を使うためのデータとしては、補助金の計算ですとか、交付金の算定ですとか、あるいは施策の検証ですとか、そういうものには青色申告のデータではどうかというのが現状であります。

舟岡部会長 美添委員、何かありますか。

美添委員 青色申告というのは、会計ソフトに入っているデータのことでしょうか。

農林水産省（鶴見統計企画課長） 調査項目の話です。青色申告で取っている項目という意味です。

美添委員 それだけでは不足してしまうということですね。

農林水産省（鶴見統計企画課長） はい、そういう意味です。

美添委員 更に追加すべき情報がどこまでスリム化できるかを今、検討中だということですか。

舟岡部会長 どうぞ。

納口専門委員 農水の基本的な姿勢というのは、やはり施策の対象というところが基本なんだろうなと思ってお聞きしているんですが、ただ、この場の委員の先生方は、勿論1つは施策の対象ということはあるけれども、もう一方で、もう少し法人化もして、今後の農業を担っていく主体としてのモデルというか、そのモニタリングという部分も大事ではないかとおっしゃっておられると思うんです。

そうした場合には、特に法人化したところのデータをどうもらうのかという話になってきて、ソフトのデータをそのまま磁気媒体でもらえばいいという話と同時に、そこでは信頼関係というのが、今までの、いわば米価闘争をやってきたような、そういう対象ではないような、経産省さんのような中小企業、それでも規模は小さいんでしょうけれども、そういう法人等が協力してくださるような体制をつくらないといけないんじゃないか。

つまり、彼らが、自分たちはここまで来ているんだというプレゼンスを示して、あるいはここまで来ているけれども、この先は今までとはちょっと違う政策も必要ですよみたいな要求にも使っていくような、今まで農水が、手取り足取りの政策対象だった農家とは違ったものが、今度、統計の対象になっていくんじゃないか。ちょっとロングタームの話なのかもしれないけれども、そのところは、二者について、それぞれ議論をしていただく必要があるんじゃないかと思いました。

舟岡部会長 統計調査において、農家において記入がかなり困難な調査事項を追加することで全体をだいなしにするよりは、調査できる項目まで取っておき、そして必要な詳細情報はすべての経営体に対してではなくて、その中の部分集合に対して調査する、といったようないろんなやり方の組合せが可能かと思えます。資源が厳しいならば、それなりの工夫をしないと精度の高い情報が取れないことは確かですので、次回に向けて、是非、農林水産省でも御検討いただきたいですし、この部会の委員、専門委員の方々からも、よいアイデアを出していただけたらと思えます。

皆さんの一致するところは、組織法人経営体の調査対象が全くなくなる分野があるのはいけない。単に行政施策で必要性が薄れたという観点から廃止してもらっては困る、国民共有の財産という立場をもう一度考え直していただきたい、そういう意見が大半でありました。全体の資源制約がどれだけ強いのかを十分考慮に入れて、その下でどんな方策があり得るのか、探れるのか、そこを農林水産省も、次回までに十分御検討いただけたらと思えます。

それから、質問が何点か出ていまして、標本の入替率はどれくらいであるのか、調査誤差率がどれくらいか、標本の数と調査精度の関係をどう考えたらいいのかという点について、次回までに農林水産省で回答を用意してください。

ほかに何かございますでしょうか。

焦点は1つだけになっていて、何とか情報を取れるように調査の対象を復活させたい、そのためにどういう工夫が必要か、調査事項の見直し、調査の方法、いろいろあるかと思いますが、そこをめぐって、次回の部会では御審議いただきたいと思えます。

それでは、時間がまいりましたので、本日の審議はこれまでといたします。農林水産省には宿題をお願いいたしましたので、次回の部会までに資料の準備をお願いいたします。また、追加の御意見、御質問がございましたら、来週7月21日火曜日までにメール等で事務局まで御連絡ください。

本日は以上で閉会といたします。本日の部会の結果概要につきましては、8月24日月曜日に開催予定の統計委員会において報告する予定であります。

次回の部会日程について、事務局から説明をお願いします。

浜東調査官 次回は7月30日木曜日でございますけれども、2時からです。今回は4時からですけれども、次回は2時から、本日と同じ6階の特別会議室で実施したいと思っております。

舟岡部会長 それでは、これで終了します。どうもありがとうございました。